

# 防災特集 情報を上手に使って 災害から身を守りましょう

集中豪雨や台風が多くなる季節になりました。自分や家族の身に危険が迫っているかどうかを知り、適切な避難行動をとるためには、情報を上手に使うのが有効です。さまざまな情報を駆使して、災害から身を守りましょう。

☎防災課・内線2531

8月30日(月)～9月5日(日)は防災週間です。東京消防庁防災標語「参加しようもしものための防災訓練」作者・小竹亮輔(こたけりょうすけ)さん(台東区在学)(立川消防署)

## メール・アプリ

●**緊急速報メール** 多摩川の洪水についての緊急速報メール(別名エリアメール)が、立川市内の携帯電話に配信されます(事前登録不要。多摩川から離れた地域の携帯電話にも配信されます)。

●**立川見守りメール** メールアドレスを登録すると、災害情報や避難所開設情報等が配信されます。防犯(不審者)情報や、学校などの教育・保育施設の情報も配信しています(登録無料)。

【登録方法】携帯電話またはパソコンからre@kml.jpへ空メールを送信  
☎生活安全課・内線2546、防災課・内線2535

●**Yahoo!防災アプリ** 災害情報や避難情報、今後の予報や予測を、メールやスマートフォンアプリのプッシュ通知などで受け取れます(登録無料)。



●**全国避難所ガイド** ファーストメディア株式会社が開発したアプリ「防災情報 全国避難所ガイド」で、最寄りの避難所や避難経路のほか、避難指示などの緊急情報が配信されます(無料。一部多言語対応)。



## テレビ・電話

●**データ放送(dボタン)** テレビのリモコンの「dボタン」を押すことで、災害情報などのデータ放送を取得できます。

●**電話応答サービス** 下記電話番号にかけると、防災行政無線の放送内容(定時放送以外)を聞くことができます。不在時や放送を聞き逃したときに便利です。

☎0120(131)119または☎(523)5931

## 地域での情報共有

●**避難行動要支援者登録制度の名簿登録** 災害時に、自力で避難することが難しく支援を希望する「避難行動要支援者」の名簿を、平常時から地域や関係機関・団体に提供し、災害発生時の安否確認などに活用しています。登録は随時受け付けています。

なお、名簿に登録されている方に、支援団体への平常時からの名簿提供の同意について、確認の案内を9月1日(水)に発送します。10月29日(金)[消印有効]までに、同封の返信用封筒で、手続きに必要な提出書類を郵送してください。  
☎福祉総務課・内線1492

避難行動要支援者名簿の対象	
対象	状態
在宅医療	人工呼吸器使用
要介護認定者	要介護3～5
身体障害者	下肢機能障害、移動機能障害、体幹機能障害、視覚障害、各1級・2級 呼吸器機能障害1級
知的障害者	愛の手帳1度・2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方
その他	上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方

●**市民防災組織を結成しましょう** 大きな災害が起きたとき、地域の皆さんの率先した行動が重要です。市民防災組織とは、災害時に地域の皆さんが協力して初期消火や被災者の救出、救護などの活動を行うための、地域が主体の組織です。

4月現在、立川市では139の市民防災組織が結成されています。防災物品の支給、補助金や防災士資格取得費などの助成制度もあります。災害への備えとして、あなたの自治会や管理組合にも、市民防災組織を結成しませんか。

## 学んで備える

●**フローやハザードマップの確認を** 防災ハンドブックで、避難行動判定フローやハザードマップを確認しておきましょう。

「5段階の警戒レベル」は令和3年5月に改正され、避難勧告は避難指示に一本化されました。警戒レベルに合わせて身を守る行動をとれるようにしておきましょう。

5	緊急安全確保
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)

●**避難所に逃げるだけでなく「避難」ではありません** 「自宅が安全な場所であればとどまる」、「安全な場所にある親戚・知人宅に身を寄せる」ことも「避難」です。どのような避難行動が適切か、事前に家族で話し合っておくことも大切です。

●**ホームページの活用を** 気象情報や災害情報等は、気象庁などのホームページで確認することができます。市防災ハンドブック リンク集  
ホームページにリンク集がありますので活用ください。



## 高齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具を取り付けます

家具転倒防止器具を1世帯につき5か所まで無料で取り付けます(住民税課税世帯は器具の代金の1割を負担)。賃貸借住宅など自己所有以外の住宅は、所有者の承諾が必要です。申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。

▶**対象** =▷65歳以上の高齢者のみの世帯▷身体障害者手帳1級・2級の方、愛の手帳1度・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯(いずれも平成21年度以降に市から家具転倒防止器具の支給を受けている世帯は除く)

☎高齢福祉課・内線1474

## 災害時は緊急医療救護所を開設します

市は、4月1日に、市内の指定病院と緊急医療救護所開設に関する協定を締結しました。災害時は、医療資源を最大限有効に使用するため、指定病院前に緊急医療救護所を開設します。

●**指定病院**  
国立病院機構災害医療センター／国家公務員共済組合連合会立川病院／立川相互病院／立川中央病院／川野病院

☎健康推進課業務係☎(527)3632

## 消防団等地域活動表彰、総務大臣感謝状を受彰しました

3月11日に令和2年度消防団等地域活動表彰、5月7日に令和2年度総務大臣



感謝状の伝達式が行われ、立川市消防団が受彰しました。立川市消防団では市内全域で災害から皆さんを守るために活動しています。募集内容などくわしくはお問い合わせください。

☎防災課・内線2531